

令和8年第1回春日井市議会定例会

附属資料〔I〕

(条例案、一般議案及び報告関係)

目 次

議案番号	議 題	
第20号議案	春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例について	3
第21号議案	春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	3
第22号議案	春日井市行政手続条例等の一部を改正する条例について	4
第23号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	4
第24号議案	春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について	4
第25号議案	春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	5
第26号議案	春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	6
第27号議案	春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	6
第28号議案	春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	7
第29号議案	春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	7

第30号議案	春日井市火災予防条例の一部を改正する条例について	8
第31号議案	春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	8
第32号議案	春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	8
第33号議案	春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	9
第34号議案	春日井市福祉の里条例の一部を改正する条例について	9
第35号議案	春日井市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例について	9
第36号議案	春日井市介護保険条例の一部を改正する条例について	9
第37号議案	春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	10
第38号議案	春日井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について	10
第39号議案	春日井市都市公園条例の一部を改正する条例について	10
第40号議案	春日井市道路条例の一部を改正する条例について	11
第41号議案	春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例について	13
第42号議案	春日井市準用河川条例の一部を改正する条例について	14
第43号議案	春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例について	14
第44号議案	春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	14
第45号議案	春日井市下水道条例の一部を改正する条例について	14
第46号議案	市道路線の廃止について	15
第47号議案	市道路線の認定について	15
第48号議案	西部地区新調理場整備・運営事業契約について	15
第49号議案	春日井インター北企業用地整備事業用地の取得について	15
第50号議案	損害賠償の額の決定について	15
報告第1号	令和7年度春日井市一般会計補正予算の専決処分について	16

第20号議案

春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例について

- 1 道路占用料の額の改定に準じ、行政財産目的外使用料のうち物件を設置する目的で土地を使用する場合の使用料の額を次のとおり改定するもの(別表関係)

区分	単位	金額		
		現行	改正案	
第1種電柱	1本	950円	990円	
第1種電話柱	1年	850円	880円	
その他の柱類		85円	88円	
変圧塔等及び公衆電話所	1個	1,700円	1,800円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1年	—	740円	
水道管、下水道管、ガス管等	外径0.07m未満	1m	36円	37円
	外径0.07m以上0.1m未満	1年	51円	53円
	外径0.1m以上0.15m未満		77円	79円
	外径0.15m以上0.2m未満		100円	110円
	外径0.2m以上0.3m未満		150円	160円
	外径0.3m以上0.4m未満		200円	210円
	外径0.4m以上0.7m未満		360円	370円
	外径0.7m以上1m未満		510円	530円
	外径1m以上		1,000円	1,100円

- 2 施行日 令和8年4月1日

第21号議案

春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 公職選挙法施行令の一部改正(令和7年政令第200号。令和7年6月4日施行)に準じ、次のとおり市議会議員及び市長の選挙における公費負担の限度額を引き上げるもの

- (1) ビラの作成(第2条、第5条関係)

1枚当たり8円38銭(現行 7円73銭)

- (2) ポスターの作成(第6条関係)

1枚当たりの単価

$$= \frac{586円88銭(現行 541円31銭) \times \text{掲示場数} + 316,250円}{\text{掲示場数}}$$

- 2 施行日 公布の日

第22号議案

春日井市行政手続条例等の一部を改正する条例について

- 1 行政手続法の一部改正（令和5年法律第63号。令和8年5月21日施行）等に準じ、次の条例に規定する公示事項について規則等に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、掲示場への掲示又は電子計算機の映像面に表示したものの閲覧を可能とする等公示送達制度の見直しを図るもの
 - (1) 春日井市行政手続条例
 - (2) 春日井市職員退職手当支給条例
 - (3) 春日井市市税条例
- 2 施行日 (1)、(2) 令和8年5月21日
 - (3) 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

第23号議案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正（令和7年法律第50号。令和7年6月4日施行）に準じ、報酬の額を改定するもの（別表関係）

区分	現行	改正案
選挙長	選挙1回につき 13,400円	選挙1回につき 15,000円
投票管理者、投票管理者職務代理者及び投票立会人	日額 18,000円以内において市長が定める額	日額 20,000円以内において市長が定める額
開票管理者、開票立会人及び選挙立会人	選挙1回につき 11,500円	選挙1回につき 13,000円

- 2 開票事務責任者に係る報酬を廃止するもの（別表関係）
- 3 施行日 公布の日

第24号議案

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について

- 1 職員の定数を次のとおり増員するもの（第2条関係）

区分	現行	改正案
市長の事務部局（市民病院以外）	1,576人	1,600人
市長の事務部局（市民病院）	912人	938人
上下水道事業の事務部局	101人	107人

- 2 復職者により職員数が定数を超えることとなるときは、1年を超えない期間について定数外とすることができることとするもの（第2条関係）
- 3 施行日 令和8年4月1日

第25号議案

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について次のとおり改めるもの

(1) 初任給調整手当を次のとおり改めるもの（第10条、第10条の2関係）

ア 支給月額を次のとおり引き上げるもの

(ア) 医師及び歯科医師 417,600円（現行 416,600円）

(イ) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるもの（医師及び歯科医師を除く。） 52,100円（現行 51,600円）

イ 第2種初任給調整手当を新設し、地域別最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保するもの

(2) 宿日直手当の限度額を次のとおり引き上げるもの（第17条関係）

区分	現行	改正案
ア イ、ウ以外の宿日直勤務（勤務1回当たり）	4,400円	4,700円
イ 執務時間が通常の2分の1の日における宿直勤務（勤務1回当たり）	6,600円	7,050円
ウ 常直的な宿日直勤務（月額）	22,000円	23,500円

(3) 期末手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第22条関係）

（単位：月分）

区分		現行	改正案	
			令和7年度	令和8年度以降
一般職員 （特定幹部職員を除く。）	6月	1.25	1.25	1.2625
	12月	1.25	1.275	1.2625
	合計	2.5	2.525	2.525
一般職員 （特定幹部職員）	6月	1.05	1.05	1.0625
	12月	1.05	1.075	1.0625
	合計	2.1	2.125	2.125
定年前再任用短時間勤務職員 （特定幹部職員を除く。）	6月	0.7	0.7	0.7125
	12月	0.7	0.725	0.7125
	合計	1.4	1.425	1.425
定年前再任用短時間勤務職員 （特定幹部職員）	6月	0.6	0.6	0.6125
	12月	0.6	0.625	0.6125
	合計	1.2	1.225	1.225

(4) 勤勉手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第23条関係）

（単位：月分）

区分		現行	改正案	
			令和7年度	令和8年度以降
一般職員 （特定幹部職員を 除く。）	6月	1.05	1.05	1.0625
	12月	1.05	1.075	1.0625
	合計	2.1	2.125	2.125
一般職員 （特定幹部職員）	6月	1.25	1.25	1.2625
	12月	1.25	1.275	1.2625
	合計	2.5	2.525	2.525
定年前再任用短時 間勤務職員 （特定幹部職員を 除く。）	6月	0.5	0.5	0.5125
	12月	0.5	0.525	0.5125
	合計	1.0	1.025	1.025
定年前再任用短時 間勤務職員 （特定幹部職員）	6月	0.6	0.6	0.6125
	12月	0.6	0.625	0.6125
	合計	1.2	1.225	1.225

(5) 給料月額を平均3.3パーセント引き上げるもの（別表第1、別表第2関係）

2 市立保育園に勤務する職員の給食費について給与から控除することを可能とするもの（第29条関係）

- 3 施行日 1(1)ア、(2)、(5) 公布の日（令和7年4月1日適用）
 1(3)、(4)（令和7年度分） 公布の日（令和7年12月1日適用）
 1(3)、(4)（令和8年度以降分）、(1)イ、2 令和8年4月1日

第26号議案

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第27号議案

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 期末手当の支給割合を次のとおり改めるもの

（単位：月分）

区分	現行	改正案	
		令和7年度	令和8年度以降
6月	1.725	1.725	1.75
12月	1.725	1.775	1.75
合計	3.45	3.5	3.5

- 2 施行日 （令和7年度分） 公布の日（令和7年12月1日適用）
 （令和8年度以降分） 令和8年4月1日

第28号議案

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

1 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、特定任期付職員の給与について次のとおり改めるもの

(1) 給料月額を次のとおり引き上げるもの（第7条関係）

号給	現行	改正案
1	392,000円	405,000円
2	440,000円	455,000円
3	492,000円	508,000円
4	555,000円	574,000円
5	634,000円	655,000円
6	740,000円	765,000円
7	864,000円	893,000円

(2) 期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第9条関係）
（単位：月分）

区分	現行			改正案					
				令和7年度			令和8年度以降		
	6月	12月	合計	6月	12月	合計	6月	12月	合計
期末手当	0.95	0.95	1.9	0.95	0.975	1.925	0.9625	0.9625	1.925
勤勉手当	0.875	0.875	1.75	0.875	0.9	1.775	0.8875	0.8875	1.775

2 施行日 1(1) 公布の日（令和7年4月1日適用）
1(2)（令和7年度分） 公布の日（令和7年12月1日適用）
1(2)（令和8年度以降分） 令和8年4月1日

第29号議案

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 勤勉手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第14条の2、第25条の2関係）
（単位：月分）

区分	現行	改正案	
		令和7年度	令和8年度以降
6月	0.525	0.525	0.53125
12月	0.525	0.5375	0.53125
合計	1.05	1.0625	1.0625

2 市立保育園に勤務する職員の給食費について給与から控除することを可能とするもの（第29条関係）

- 3 一般職の常勤職員の給与改定に準じ、給料月額を引き上げるもの
(別表第1、別表第2関係)
- 4 施行日 3 公布の日(令和7年4月1日適用)
 - 1 (令和7年度分) 公布の日(令和7年12月1日適用)
 - 1 (令和8年度以降分)、2 令和8年4月1日

第30号議案

春日井市火災予防条例の一部を改正する条例について

- 1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正(令和7年総務省令第101号。令和8年3月31日施行)に伴い、次のとおり簡易サウナ設備について基準を定めるもの(第7条の2関係)
 - (1) 簡易サウナ設備の位置は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の構造として、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- 2 施行日 令和8年3月31日

第31号議案

春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 学生医療費支給制度を廃止するもの(第2条関係)
- 2 施行日 令和8年4月1日

第32号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 1 地方税法施行令の一部改正(令和7年政令第119号。令和7年4月1日施行)に準じ、次のとおり課税限度額を引き上げるもの(第2条、第21条関係)

区分	現行	改正案
基礎課税額	650,000円	660,000円
後期高齢者支援金等課税額	240,000円	260,000円

- 2 所得割に係る率並びに被保険者均等割額及び平等割額の税率を改定するとともに、地方税法の一部改正(令和6年法律第47号。令和8年4月1日施行)に伴う子ども・子育て支援納付金課税額を新設し、課税額をそれぞれ次のとおりとするもの(第3条、第5条、第6条の2、第6条の4、第7条、第9条、第10条—第10条の5関係)

区分		現行	改正案
基礎課税額	所得割	6.8%	7.3%
	均等割	29,600円	31,600円
	平等割	22,000円	改正なし
後期高齢者支援金等課税額	所得割	2.3%	2.6%
	均等割	11,000円	11,400円
	平等割	9,000円	改正なし

介護納付金課 税額	所得割	1.9%	2.2%
	均等割	11,800円	12,290円
	平等割	6,200円	6,270円
子ども・子育て 支援納付金 課税額	所得割	—	0.26%
	均等割	—	1,113円
		18歳以上	—
	平等割	—	720円

3 施行日 令和8年4月1日

第33号議案

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 次のとおり附属機関の名称及び担当事務を改めるもの（別表関係）

区分	附属機関の名称	担当事務
現行	スポーツ表彰審査会	スポーツ賞の表彰についての適否の審査
改正案	スポーツ振興審議会	スポーツ振興に関する審議

2 施行日 令和8年4月1日

第34号議案

春日井市福祉の里条例の一部を改正する条例について

1 夜間の施設使用料に係る区分を廃止するもの（別表関係）

2 施行日 令和8年7月1日

第35号議案

春日井市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例について

1 次の財源が不足する場合にその財源に充てるため、基金を処分することができることとするもの（第7条関係）

- (1) 国庫負担金等の精算返還金に要する財源
- (2) 過誤納額に係る保険料額の還付に要する財源

2 施行日 令和8年4月1日

第36号議案

春日井市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 介護保険法施行令の一部改正（令和7年政令第420号。令和8年4月1日施行）に準じ、第1号保険料の保険料率の判定において、地方税における給与所得控除の見直しによる影響を遮断するため、次のとおり令和8年度の保険料率の算定に関する特例を設けるもの

- (1) 所得の額の算定において、給与所得控除の見直し前と同額となるよう調整のための額を加えるもの（附則第8条関係）
- (2) 給与所得控除の見直しの影響により本人又は世帯員が令和8年度に非課税となった者があるときは、当該者を同年度分の市民税が課されている者とみなすもの（附則第9条関係）

2 施行日 令和8年4月1日

第37号議案

春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 1 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和7年内閣府令第96号。令和8年4月1日施行）に伴い、規定を整備するもの
- 2 施行日 令和8年4月1日

第38号議案

春日井市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

- 1 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の制定（令和7年内閣府令第95号。令和8年4月1日施行）に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもの
- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和7年内閣府令第94号。令和8年4月1日施行）附則第2条第1項の規定により条例で定める時間を4時間とするもの（附則第2項関係）
- 3 施行日 令和8年4月1日

第39号議案

春日井市都市公園条例の一部を改正する条例について

- 1 次のとおり市で管理する都市公園以外の公園についての規定を統合するもの
 - (1) 題名を春日井市立公園条例（現行 春日井市都市公園条例）とするもの（題名関係）
 - (2) 都市公園以外の市立の公園（児童遊園、ちびっ子広場等）をその他の公園とし、名称及び位置を規定するもの（第2条の7、別表第1関係）
 - (3) その他の公園の管理について都市公園に準じて規定するもの（第12条の3—第12条の14関係）
- 2 繁田公園の運動用夜間照明施設を廃止するもの（別表第2、別表第3関係）
- 3 道路占用料の額の改定に準じ、都市公園使用料のうち都市公園を占用する場合の使用料の額を次のとおり改定するもの（別表第3関係）

区分	単位	金額		
		現行	改正案	
第1種電柱	1本	950円	990円	
第1種電話柱	1年	850円	880円	
その他の柱類		85円	88円	
変圧塔等	1㎡ 1年	1,700円	1,800円	
公衆電話所	1個 1年	1,700円	1,800円	
水道管、下 水道管、ガ ス管等	外径0.07m未満	1m	36円	37円
	外径0.07m以上0.1m未満	1年	51円	53円
	外径0.1m以上0.15m未満		77円	79円
	外径0.15m以上0.2m未満		100円	110円
	外径0.2m以上0.3m未満		150円	160円
	外径0.3m以上0.4m未満		200円	210円

	外径0.4m以上0.7m未満		360円	370円
	外径0.7m以上1m未満		510円	530円
	外径1m以上		1,000円	1,100円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個 1年	720円	740円

- 4 施行日 2 公布の日
1、3 令和8年4月1日

第40号議案

春日井市道路条例の一部を改正する条例について

- 1 愛知県道路占用料条例の一部改正（令和6年愛知県条例第63号。令和7年4月1日施行）に準じ、道路占用料の額を次のとおり改定するもの（別表関係）

区分		単位	金額		
			現行	改正案	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱等	第1種電柱	1本	950円	990円	
	第1種電話柱	1年	850円	880円	
	その他の柱類		85円	88円	
	路上に設ける変圧器	1個 1年	830円	860円	
	地下に設ける変圧器	1㎡ 1年	510円	530円	
	変圧塔等及び公衆電話所	1個	1,700円	1,800円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1年	720円	740円	
	広告塔	1㎡ 1年	2,400円	2,200円	
	その他のもの	1㎡ 1年	1,700円	1,800円	
水道管、下水道管、ガス管等	外径0.07m未満	1m	36円	37円	
	外径0.07m以上0.1m未満	1年	51円	53円	
	外径0.1m以上0.15m未満		77円	79円	
	外径0.15m以上0.2m未満		100円	110円	
	外径0.2m以上0.3m未満		150円	160円	
	外径0.3m以上0.4m未満		200円	210円	
	外径0.4m以上0.7m未満		360円	370円	
	外径0.7m以上1m未満		510円	530円	
	外径1m以上		1,000円	1,100円	
鉄道、軌道、自動運行補助施設等	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類		地下に設けるもの	1m 1年	5円
		その他のもの		17円	18円
	その他のもの	上空に設けるもの	1㎡ 1年	850円	880円
		地下に設けるもの		510円	530円
	その他のもの			1,700円	1,800円
歩廊、雪よけ等		1㎡	1,700円	1,800円	

地下街、地下室、通路等	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	土地の時価に0.005を乗じた額	土地の時価に0.004を乗じた額
		階数が2のもの		土地の時価に0.008を乗じた額	土地の時価に0.006を乗じた額
		階数が3以上のもの		土地の時価に0.01を乗じた額	土地の時価に0.007を乗じた額
	上空に設ける通路	1,200円		1,100円	
	地下に設ける通路	710円		660円	
	その他のもの	1,700円		1,800円	
露店、商品置場等	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		1㎡ 1日	24円	22円
	その他のもの		1㎡ 1年	240円	220円
看板	一時的に設けるもの		1㎡ 1月	240円	220円
	その他のもの		1㎡ 1年	2,400円	2,200円
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		1本 1日	24円	22円
	その他のもの		1本 1月	240円	220円
幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		1㎡ 1日	24円	22円
	その他のもの		1㎡ 1月	240円	220円
アーチ	車道を横断するもの		1基 1月	2,400円	2,200円
	その他のもの		1月	1,200円	1,100円
太陽光発電設備及び風力発電設備			1㎡ 1年	1,700円	1,800円
工事用板囲、足場、詰所等及び土石、竹木、瓦等			1㎡ 1月	240円	220円
防火地域内に耐火建築物を建築する場合の仮設店舗その他の仮設建築物等			1㎡ 1月	170円	180円
食事施設、購買施設等	トンネルの上又は高架道路の路面下に設けるもの		1㎡ 1年	土地の時価に0.014を乗じた額	土地の時価に0.009を乗じた額
	上空に設けるもの			土地の時価に0.023を乗じた額	土地の時価に0.017を乗じた額
	その他のもの			土地の時価に0.033を乗じた額	土地の時価に0.025を乗じた額
トンネルの上又は高架道路の路面下に設ける施設	建築物			土地の時価に0.014を乗じた額	土地の時価に0.012を乗じた額
	その他のもの			土地の時価に0.01を乗じた額	土地の時価に0.009を乗じた額

高度地区等における高速自動車国道等の上空に設ける施設	建築物	土地の時価に0.023を乗じた額	土地の時価に0.022を乗じた額
	その他のもの	土地の時価に0.01を乗じた額	土地の時価に0.009を乗じた額
応急仮設建築物	トンネルの上又は高架道路の路面下に設けるもの	土地の時価に0.014を乗じた額	土地の時価に0.012を乗じた額
	上空に設けるもの	土地の時価に0.023を乗じた額	土地の時価に0.022を乗じた額
	その他のもの	土地の時価に0.033を乗じた額	土地の時価に0.031を乗じた額
二輪自動車の車輪止め装置等		土地の時価に0.033を乗じた額	土地の時価に0.025を乗じた額

2 施行日 令和8年4月1日

第41号議案

春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例について

1 道路占用料の額の改定に準じ、公共用物使用料の額を次のとおり改定するもの（別表関係）

区分	単位	金額	
		現行	改正案
第1種電柱	1本	950円	990円
第1種電話柱	1年	850円	880円
その他の柱類		85円	88円
水道管、下水道管、ガス管等	外径0.07m未満	36円	37円
	外径0.07m以上0.1m未満	51円	53円
	外径0.1m以上0.15m未満	77円	79円
	外径0.15m以上0.2m未満	100円	110円
	外径0.2m以上0.3m未満	150円	160円
	外径0.3m以上0.4m未満	200円	210円
	外径0.4m以上0.7m未満	360円	370円
	外径0.7m以上1m未満	510円	530円
	外径1m以上	1,000円	1,100円
通路	1㎡ 1年	1,700円	1,800円
看板等	1m	240円	220円
材料置場等	1月	240円	220円

2 施行日 令和8年4月1日

第42号議案

春日井市準用河川条例の一部を改正する条例について

- 1 道路占用料の額の改定に準じ、準用河川に係る土地占用料の額を次のとおり改定するもの（別表第2関係）

区分	単位	金額		
		現行	改正案	
第1種電柱	1本	950円	990円	
第1種電話柱	1年	850円	880円	
その他の柱類		85円	88円	
水道管、下 水道管、ガ ス管等	外径0.07m未満	1m	36円	37円
	外径0.07m以上0.1m未満	1年	51円	53円
	外径0.1m以上0.15m未満		77円	79円
	外径0.15m以上0.2m未満		100円	110円
	外径0.2m以上0.3m未満		150円	160円
	外径0.3m以上0.4m未満		200円	210円
	外径0.4m以上0.7m未満		360円	370円
	外径0.7m以上1m未満		510円	530円
	外径1m以上		1,000円	1,100円
通路	1㎡ 1年	1,700円	1,800円	
看板等	1㎡	240円	220円	
材料置場等	1月	240円	220円	

- 2 施行日 令和8年4月1日

第43号議案

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 1 第2種初任給調整手当を新設し、地域別最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保するもの（第7条関係）
- 2 施行日 令和8年4月1日

第44号議案

春日井市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

- 1 災害その他非常の場合にあっては、他の市町村長が指定した給水装置工事事業者等による給水装置工事の施行を可能とするもの（第8条関係）
- 2 施行日 令和8年4月1日

第45号議案

春日井市下水道条例の一部を改正する条例について

- 1 災害その他非常の場合にあっては、他の市町村長が指定した指定工事店等による排水設備等の工事の施行を可能とするもの（第8条関係）
- 2 申請手数料の徴収時期の特例を設けるもの（第20条関係）
- 3 施行日 令和8年4月1日

第46号議案

市道路線の廃止について

廃止路線 1件

第47号議案

市道路線の認定について

認定路線 15件

第48号議案

西部地区新調理場整備・運営事業契約について

- 1 契約金額 11,267,890,004円に事業契約で定める方法により算定した金利変動、物価変動及び提供食数等の変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の増減額を加算した額
- 2 契約の相手方 春日井市松河戸町1463番地
株式会社春日井西部学校給食サポート

第49号議案

春日井インター北企業用地整備事業用地の取得について

- 1 取得価格 26,262,053円
- 2 契約の相手方 名古屋市守山区白山四丁目1203番地
株式会社玉越

第50号議案

損害賠償の額の決定について

- 1 損害賠償の額 1,633,450円
- 2 損害賠償の相手方 名古屋市中区葵一丁目27番29号
キリックスリース株式会社
- 3 事故の概要 令和7年2月4日春日井市道112朝宮線における施設事故

報告第1号

令和7年度春日井市一般会計補正予算の専決処分について

<一般会計> (12月23日付)

(単位：千円)

款	内 容 等	金 額
3 民 生 費 997,733	物価高対応子育て応援手当 物価高の影響を受けている子育て世帯への給付金 0歳から高校3年生までのこども1人当たり2万円 対象：49,000人	997,733
合 計 997,733	財源内訳 国庫支出金	997,733

<一般会計> (1月23日付)

(単位：千円)

款	内 容 等	金 額
2 総 務 費 130,655	衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 令和8年2月8日投開票	130,655
6 農林水産業費 3,773	担い手育成支援 機構集積協力金交付事業 (1) 地域集積協力金 2,285 対象地域：廻間地区、対象面積：816a (2) 集約化奨励金 1,488 対象地域：廻間地区、対象面積：496a	3,773
合 計 134,428	財源内訳 県支出金	134,428